

広島県グリーン購入方針 改正概要（令和2年4月）

環境物品等		主な改正内容
文具類	共通の判断の基準	○再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。を追記。
	共通の配慮事項	○製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。を記載
オフィス家具等	備考	○ 日本工業規格（以下「JIS」という。）
画像機器等	コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	<p>【判断の基準】</p> <p>○25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用を共通事項にて規定</p> <p>○コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機についてリユースに配慮した基準の表記を個別事項にて追記。</p> <p>○備考2にて「プロ複合機」の基準詳細を追記</p> <p>○JIS C 0950:2008 ※2008を削除</p> <p>○備考15 複合機 個別事項の判断の基準②として令和2年の1年間は経過措置を設けることとする。</p> <p>○表5-1～6および備考を削除</p> <p>○表1-3, 2-1, 2-2, 3, 4, 5及び各備考を追記</p>
	プリンタ プリンタ複合機	<p>○少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。を規定（インパクト方式を除く）</p> <p>○判断の基準①エ, オ, ⑤基準項目の追記</p> <p style="padding-left: 20px;">⑤については（インパクト方式を除く）</p> <p>○備考2にて「プロ用プリンタ」又は「プロ用プリンタ複合機」の基準詳細を追記</p> <p>○JIS C 0950:2008 ※2008を削除</p> <p>○判断の基準①及び②の消費電力量等の基準については、令和2年度の1年間は経過措置を設けることとする。</p> <p>表1-1～7-2までを差替え</p>

環境物品等		主な改正内容
		○標準消費電力量の測定方法については「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。
	ファクシミリ	○JIS C 0950: 2008 ※2008を削除
	スキャナ	○JIS C 0950: 2008 ※2008を削除 ○判断の基準①については令和2年度の1年間は経過措置を設けることとする。 ○表1を差替え ○表2「スキャナ」・「内部ディスクドライブ」項目を除外
	プロジェクタ	○JIS C 0950: 2008 ※2008を削除 ○判断の基準③の待機時消費電力の基準は、令和2年度までは経過措置とし、この期間においては0.5W以下であることで特定調達物品等とみなすこととする
電子計算機等	電子計算機	○判断の基準①サーバ型電子計算機にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に80/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと を追記。ア、イは除外。 ○判断の基準②ア. 表2に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率に100/70 を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げた数値を上回らないこと。明記。 ○判断の基準⑤筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。追記。 ○備考 削除, 追記 多数あり ○備考1-② 100メガを10ギガビットに修正 ○消費電力量の測定方法については「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成31年2月施行）別表第2-1」による。 ○備考7 TEC_{BASE} : 基本許容値 60Wを31Wに変更 ○JIS C 0950: 2008 ※2008を削除

環境物品等	主な改正内容
	<p>○表1, 2, 3-1~6及び及び備考を差替え</p>
	<p>磁気ディスク</p> <p>○配慮事項①特定の化学物質が含有率基準値を超えないことと規定</p> <p>○配慮事項⑥製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>○備考3にて特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有率基準値）に定める基準値とする。</p> <p>○表 備考5 エネルギー消費効率の算定法については、「磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成22年経済産業省告示第75号の「3_エネルギー消費効率の測定方法」による。</p>
	<p>ディスプレイ</p> <p>○JIS C 0950:2008 ※2008を削除</p>
オフィス機器等	<p>シュレッダー</p> <p>デジタル印刷機</p> <p>○JIS C 0950:2008 ※2008を削除</p>
	<p>電子式卓上計算機</p> <p>○判断の基準③特定の化学物質が含有率基準値を超えないことと規定</p> <p>○備考4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有率基準値）に定める基準値とする。</p>
	<p>電池</p> <p>○一次電池 配慮事項①②を追記</p> <p>○表 一次電池に係る最小平均持続時間を注意事項とともに差替え</p>
移動電話等	<p>携帯電話</p> <p>PHS</p> <p>スマートフォン</p> <p>○判断の基準⑦製品のプラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及び植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウェブサイト等で容易に確認できること。追記。</p> <p>○配慮事項⑤筐体又は部品（充電器含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック</p>

環境物品等		主な改正内容
		<p>又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。追記。</p> <p>○配慮事項⑧製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。を記載</p> <p>○JIS C 0950:2008 ※2008を削除</p> <p>○備考12, 13 追記</p>
家電製品	電気冷蔵庫	○JIS C 0950: 2008 ※2008を削除
	電気冷凍庫	
	電気冷凍冷蔵庫	
	テレビジョン受信機	<p>○プラズマディスプレイ方式のものを基準対象外とする</p> <p>○JIS C 0950:2008 ※2008を削除</p> <p>○受信機型サイズが39V 型以下のものは、令和2年度1 年間は経過措置とする</p>
	電子レンジ	○JIS C 0950: 2008 ※2008を削除
エアコンディショナー等	エアコンディショナー	○JIS C 0950: 2008 ※2008 を削除
温水器等	ガス温水機器	○判断の基準①潜熱回収型ガス温水機器エネルギー消費効率が90以上であること。追記
	石油温水機器	○判断の基準①潜熱回収型石油温水機器にあつては、エネルギー消費効率が90以上であること。追記
照明	LED照明器具	○JIS C 0950: 2008 ※2008 を削除
自動車等	ETC 対応車載器 カードナビゲーションシステム	2 品目削除
	サイクルエンジン油	○備考2 日本工業規格を JIS に変更

環境物品等		主な改正内容
インテリア・寝装寝具	ふとん	○再生PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ○故繊維から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること
	マットレス	○備考9ーア 日本工業規格を JIS に変更
災害備蓄用品	一次電池	○表 一次電池に係る最小平均持続時間 差替え
公共工事	【配管材】 排水・通気用再生硬質 ポリ塩化ビニル管	○判断の基準でリサイクル率に関する記述を追記 ○備考2, 3, 4および表にて「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定めるリサイクル材料使用量基準を追記
役務	省エネルギー診断	○備考 当該庁舎等における各種目標設定に係る提案について判断の基準に表記
	印刷	○判断の基準 個別事項①にて植物由来の油をバイオマスを含有した に表記変更。 ○備考7にて基準見直し内容を詳細に表記。 ○JIS C 0950: 2008 ※2008を削除
	植栽管理	○配慮事項④剪定・伐採等にチェーンソーを使用する場合のチェーンソーオイルは、生分解性のものが使用されていることを追記 ○備考4に生分解度の試験方法について追記
	クリーニング	○判断の基準④袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。追記 ○配慮事項⑤プラスチック製の袋を提供する場合は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。修正 ○備考6, 7, 9, 10にて詳細を追記
	飲料自動販売機設置	○備考8 JIS C 0950: 2008 ※2008を削除
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	品目追加

環境物品等		主な改正内容
<p>その他 備考</p>	<p>その他共通変更事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林野庁ガイドライン日付平成 18 年 2 月 18 日 ○ 「日本標準産業分類」（平成 21 年 3 月 23 日 総務省告示第 175 号） ○ 日本工業規格（以下「JIS」という。） ○ 第193 条の規定に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38 年大蔵省令第59 号）第 8 条の各項に定めるものをいう。 ○ JIS C 0950:2008 ※2008を削除 <ul style="list-style-type: none"> 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有率基準値）に定める基準値とする。 ○ 法律に基づく表記の変更、「」の削除、追記等は各項目概要には記載せず。各ページ付箋およびマークにて確認のこと。 ○ 法律の施行、改定日時の修正等は各ページ付箋およびマークにて確認のこと。